

サービス開始までの流れ

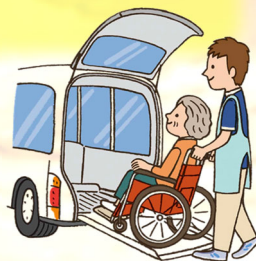
まずは、お気軽にお電話にてご相談下さい。相談内容によって対応機関をご紹介します。



計画作成者同席の上、本人様・ご家族様と具体的な支援の打ち合わせを行います。



初回はサービス提供責任者と担当ヘルパー2人で訪問します。ヘルパーは計画作成者が作成した計画書に沿って支援を行います。



当事業所
保健センター
「ほのぼの」内

- 訪問範囲 智頭町内
- サービスをご利用いただける方
 - ・要介護1～5の方
 - ・要支援・事業対象者
 - ・障がい福祉サービス受給者証をお持ちの方

智頭町社会福祉協議会

ほのぼのホーム ヘルパーステーション

営業時間 8:30～17:00

サービス提供時間 6:30～22:00

営業日 無休

〒680-1402

鳥取県八頭郡智頭町大字智頭 1875 番地

TEL (0858) 75-3553

FAX (0858) 75-0025

お気軽にご相談下さい。

社会福祉法人智頭町社会福祉協議会



『ずっと住んどる、うちげーでなあ

これからも暮らせたらええなあ～』

私たちは、

そんな願いを叶えたい・・・



智頭町社会福祉協議会は昭和45年（1970年）からヘルパー事業を行っています。

訪問介護サービス

要介護、要支援認定を受けた方を対象に、『可能な限り自宅で自立した生活を送る』ことができるよう、自宅に伺い、訪問介護計画書に沿って下記のような支援を行います。



【身体介護】

食事介助、排泄介助、移乗移動介助、
自宅風呂入浴介助、清拭介助、外出介助
等身体に直接触れる介助

【生活援助】

調理、洗濯、掃除、買い物、等本人の代わりに行う援助



障がい福祉サービス

身体、知的、精神、難病等の障がい者（児）の方が対象です。

【身体介護】

食事介助、排泄介助、移乗移動介助、
自宅風呂入浴介助、清拭介助、
外出介助等身体に直接触れる介助

【家事援助】

調理、洗濯、掃除、買い物、等本人の代わりに
行う援助

【行動援護】

（行動に著しい困難を有する知的・精神障害の方対象）

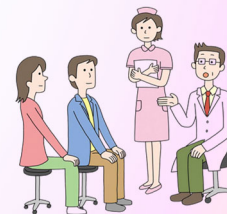
外出時における、移動中の介助、排泄、食事介助等行動する際に必要な介護を行います。

法定外サービス

介護保険法、障がい者総合支援法で定められたサービス内容・利用回数以上に利用を希望される方が対象です。

提供できるサービス内容は、お客様のご要望に合わせた自由な内容に応じることが出来ます。

詳しい料金体制は、お気軽にお尋ね下さい。



受診付添い



趣味への参加支援



散歩付き添い



家屋掃除